

Title	相対貧困基準と生活保護基準で捉えた低所得層の重なり：国民生活基礎調査に基づく3時点比較
Sub Title	How appropriately does OECD relative poverty index capture the low income population at a social assistance level? : an empirical examination of the case of Japan
Author	山田, 篤裕(Yamada, Atsuhiro)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2014
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.106, No.4 (2014. 1) ,p.517(101)- 535(119)
JaLC DOI	10.14991/001.20140101-0101
Abstract	<p>国際比較で多用される、中位等価可処分所得の50%として定義される相対貧困基準で捉えられる低所得層と、健康で文化的な最低限度の生活水準の具体化としての生活保護基準で捉えられる低所得層の重なりを、世帯主年齢階級別、世帯規模別、世帯類型別に複数時点で計測した。老齢加算廃止などの影響はあったが、それでも煩雑な計算に基づく生活保護基準未済にある低所得層の動向把握に相対貧困率が代用可能であることを示した。</p> <p>This study measures the overlapping of the low-income population resulting from the application of OECD's relative poverty index, defined as a 50% equivalised median disposable income, widely used in international comparisons, with the low-income population resulting from the application of social assistance level, as an embodiment of health and cultural minimum levels of living standards, categorized in terms of household age, household size, and type at various points of time. Although effects from the abolishment of the old-age assistance addition system, and so on, were observed, results indicate that relative poverty rates can be substituted when tracking trends of low-income populations that do not fulfill social assistance levels based on complicated calculations.</p>
Notes	小特集：格差・貧困政策に関する総合的研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20140101-0101">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20140101-0101</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

相対貧困基準と生活保護基準で捉えた低所得層の重なり—国民生活基礎調査に基づく 3 時点比較—

## How Appropriately Does OECD Relative Poverty Index Capture the Low Income Population at a Social Assistance Level?: An Empirical Examination of the Case of Japan

山田 篤裕(Atsuhiko Yamada)

国際比較で多用される、中位等価可処分所得の 50%として定義される相対貧困基準で捉えられる低所得層と、健康で文化的な最低限度の生活水準の具体化としての生活保護基準で捉えられる低所得層の重なりを、世帯主年齢階級別、世帯規模別、世帯類型別に複数時点で計測した。老齢加算廃止などの影響はあったが、それでも煩雑な計算に基づく生活保護基準未満にある低所得層の動向把握に相対貧困率が代用可能であることを示した。

### Abstract

This study measures the overlapping of the low-income population resulting from the application of OECD's relative poverty index, defined as a 50% equivalised median disposable income, widely used in international comparisons, with the low-income population resulting from the application of social assistance level, as an embodiment of health and cultural minimum levels of living standards, categorized in terms of household age, household size, and type at various points of time. Although effects from the abolishment of the old-age assistance addition system, and so on, were observed, results indicate that relative poverty rates can be substituted when tracking trends of low-income populations that do not fulfill social assistance levels based on complicated calculations.

# 相対貧困基準と生活保護基準で捉えた 低所得層の重なり

——国民生活基礎調査に基づく 3 時点比較——<sup>(1)</sup>

山 田 篤 裕

## 要 旨

国際比較で多用される、中位等価可処分所得の 50 %として定義される相対貧困基準で捉えられる低所得層と、健康で文化的な最低限度の生活水準の具体化としての生活保護基準で捉えられる低所得層の重なりを、世帯主年齢階級別、世帯規模別、世帯類型別に複数時点で計測した。老齢加算廃止などの影響はあったが、それでも煩雑な計算に基づく生活保護基準未滿にある低所得層の動向把握に相対貧困率が代用可能であることを示した。

## キーワード

相対貧困率、生活保護基準、老齢加算廃止、国民生活基礎調査

## 1. はじめに

本稿の目的は、①国際比較で多用されるルクセンブルク国際データ・センター（Cross-National Data Center in Luxembourg: LIS）や経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD）の相対貧困基準、そして②健康で文化的な最低限度の生活水準の具体化としての生活保護基準という両基準で捉えられた 2 つの低所得層の重なりを計測し、両基準の代用性について検討することである。

LIS や OECD の相対貧困基準（以下、相対貧困基準と略す）は、まず世帯可処分所得を世帯人員の<sup>(2)</sup>0.5 乗で割り、等価可処分所得を算出する。その上で、中位等価可処分所得を計算し、その 50 % の水準として定義される。概念的に、等価可処分所得は、その世帯に属する各世帯員が享受している

---

(1) 本稿における実証分析およびその基礎となったデータ処理は、平成 21 年度厚生労働省科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「所得・資産・消費と社会保険料・税との関係に着目した社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」（国立社会保障・人口問題研究所）において使用が認められた（統発 0201 第 1 号）「国民生活基礎調査」の再集計を引用・活用して筆者（山田篤裕）が行ったものである。

経済的厚生の大さを表す。たとえば、4人家族で400万円の可処分所得がある場合、その世帯で各世帯員が享受する経済的厚生（＝等価可処分所得）は $400 \text{万円} \div \sqrt{4} = 200 \text{万円}$ という計算になる。

こうした計算方法は暗黙に2つの仮定を置いていることになる。1つは世帯に働く規模の経済の存在である。これは2人で暮らすのに必要な所得は1人で暮らすのに必要な所得より、共通経費などがあるので少なくなくて済む、という仮定である。もう1つは世帯所得が世帯員間で平等に分配されている、という仮定である。

こうした（ある意味では強い）仮定を置いてはいるが、各国間あるいは時代による世帯規模の相違の影響を等価可処分所得の計算過程で吸収でき、かつ容易に計算できるため、国際比較によく利用されてきた。

しかし相対貧困率は比較的容易に計算可能な指標であるという利点がある一方、各国独自の制度である社会扶助基準で把握される低所得層との関係はあまり明確ではなかった。日本でも、総務省「全国消費実態調査」の各種係数・所得分布結果表あるいは厚生労働省（2009a）および（2009b）によって、相対貧困基準による貧困率が政府から公表されている。しかし、相対貧困基準と生活保護基準で把握される2つの低所得層がどれほど重なっているのか（あるいは異なっているのか）についての検討はこれまで山田他（2010）以外、筆者の知る限り行われていない。

そのためか相対貧困基準に基づく数値は、生活保護基準と直接関連付けて議論はされず、日本の相対貧困率が先進国の中で高いという事実は政策的にもあまり重視されてこなかった。本稿では、「全国消費実態調査」を用いた山田他（2010）に引き続き、厚生労働省「国民生活基礎調査」の再集計結果を用い、この重なりを計測し、相対貧困基準と生活保護基準で把握される低所得層の重なりについて明らかにする。

こうした重なりを把握することが重要であるのは、日本では、生活保護基準が、住民税非課税、社会保険料や自己負担の軽減・減免措置、就学援助などの給付可否を決める公的な低所得者の基準となっているためである。しかし、生活保護基準に基づき低所得層を把握することは相対貧困率の計算と比較すれば複雑であり、政府から定期的に公表されることもない。比較的容易に計算できる相対貧困基準に基づく低所得層との重なりが大きければ、相対貧困率で代用することが期待される。

総務省「全国消費実態調査」や厚生労働省「国民生活基礎調査」の個票データ（マイクロデータ）に基づく、生活保護基準未達の世帯に関する推計は、星野（1995）、山田（2000）、小川（2000）および駒村（2003）等ですすでに行われている。しかし、生活保護基準と相対貧困基準で把握される低所得層の重なりについて分析した研究は多くない。数少ない研究として、山田他（2010）は、総務省「全国消費実態調査（2004年）」に基づき、世帯員数、世帯主年齢階級、世帯類型毎に検討した結果、

- (2) Atkinson et al. (1995) pp. 18–21 には、従来の研究で使用されてきたさまざまな種類の等価尺度が簡潔にまとめられている。世帯人員の0.5乗という値は、これらの過去の研究に基づき設定されたものである。

比較的容易に計算できる相対貧困基準で、煩雑な計算が必要な生活保護基準をある程度代用できることを示した。

山田他（2010）と本稿の相違は主に3点挙げられる。第一は、低所得層を比較的多く捉えられていると考えられる<sup>(3)</sup>「国民生活基礎調査」を用いたことである。第二に、相対貧困基準と生活保護基準の代用可能性を複数時点について検討したことである。とくに本稿で利用したデータの調査時点である2001、04、07年は、高齢加算廃止や母子加算廃止など、生活保護基準の改定を挟んでおり、こうした改定により低下した生活保護基準に対し、相対貧困基準がなお代用可能であるかどうか本稿では確認している。第三として、相対貧困基準は3時点とも同じ方法で計測しているのでもし3時点で、両基準で把握された低所得層の重なりが特定の属性をもつ世帯で小さくなっていけば、生活保護基準の改定により把握されにくくなっている低所得層がどの部分でどれほど増えたか、逆に言えば、政策ターゲットとされるべき低所得層がどの部分でどれほど減少してしまったか確認することも可能であり、本稿ではこの点についても分析している。

本稿の構成は以下のとおりである。次節で、相対貧困線と社会扶助（日本では生活保護の生活扶助）との関係を国際比較の観点から検討した上、第3節で生活保護基準未満の低所得層の推計方法および相対貧困基準で捉えられる低所得層との重なり<sup>(4)</sup>の定義について説明する。第4節では国民生活基礎調査（2001、04、07年）の個票データに基づき相対貧困基準と生活保護基準の両基準で捉えられた低所得層の3時点間の変動を観察する。第5節で、さらに相対貧困基準と生活保護基準で捉えられた低所得層の重なり・異なりについて明らかにする。第6節では結びにかえて本稿の発見事実に関する簡単なまとめを述べる。なお本稿では山田他（2010）の方法をほぼ踏襲しており、分析手法の説明など、記述の重なる部分があることを予めお断りしておきたい。

## 2. 相対貧困線にたいする社会扶助給付水準の国際比較

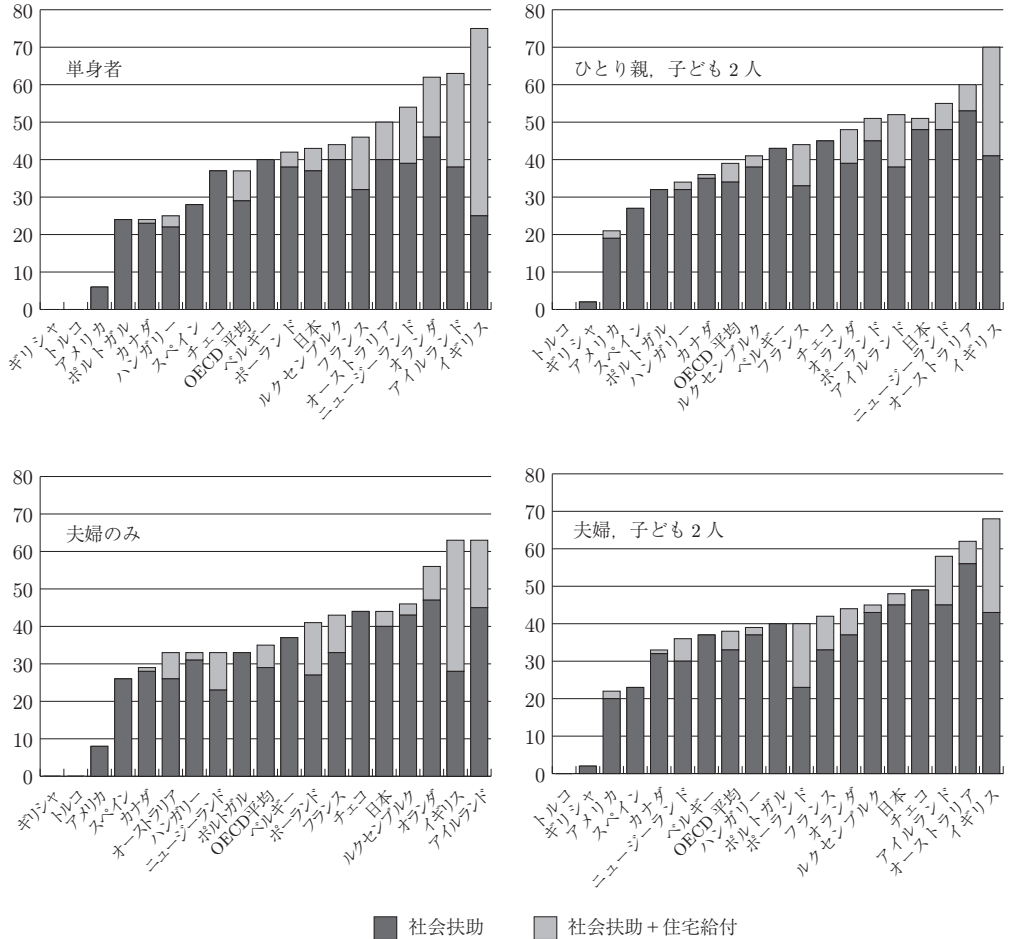
6時点（1987–2002年）の厚生労働省「所得再分配調査」を用いた府川（2006）は、当該期間、生活保護受給世帯の半数で等価可処分所得がOECD貧困基準を下回っていた一方、残りの半数の世帯では上回っていたことを報告している（府川2006, pp. 153–154）。

こうした社会扶助の給付水準と相対貧困線との相対的な位置関係をOECD（2007）に基づき、国際比較しよう。図1は社会扶助給付の中位等価可処分所得にたいする比率を示している。世帯類型

---

(3) 「全国消費実態調査」は同じ総務省が実施する他の統計と比較して年収200万円未満世帯の割合が小さくなっている。2004年時点で比較すると、「全国消費実態調査」では年収200万円未満の世帯は全世帯の10%であるが、最も比率の高い「就業構造基本調査」で19%、最も比率の低い「家計消費状況調査」でも17%と、「全国消費実態調査」と比較して7%ポイント以上もの大きな開きがある。厚生労働省「国民生活基礎調査」（2004年）では年収200万円未満の世帯は18%であり、総務省が実施している「全国消費実態調査」以外の大規模調査の値に近い。

図1 社会扶助給付水準と中位等価可処分所得との比較（2005年，中位等価可処分所得＝100％）



注：大人は40歳，子どもは2歳と6歳を想定。イギリスのカウンシル税給付はここでは住宅給付に含まれていない。世帯類型に関わりなく平均労働者賃金比20%の家賃がかかると想定。住宅給付には公的住宅などの現物給付は算入されていない。目盛は，社会扶助と住宅給付受給者の純所得（税・社会保険料控除後）の，中位等価世帯可処分所得にたいする比率を表す。なお中位等価可処分所得の50%は定義により相対貧困基準に等しい。  
出所：OECD（2007）より筆者作成。

としては，単身世帯，夫婦のみ世帯，子ども2人がいる夫婦世帯と，同じく子ども2人がいるひとり親世帯が挙げられている。定義から中位等価可処分所得の50%は相対貧困線に等しい。

ここでの社会扶助の定義は，日本の場合，1級地1基準でみた生活扶助部分（居宅第1類+居宅第2類：含冬季加算）のみであり，教育扶助や，第3節以降の分析では考慮されている児童養育加算，母子加算等は含まれないことに注意する必要がある。住宅給付については，別枠（灰色のBox）で示している。住宅給付は日本の場合，住宅扶助（一般基準）が該当し，生活保護制度からの給付のみが該当する。しかし，多くの国では社会扶助の枠組みとは別途，社会扶助の受給者以外でも受給可

能な、一般的な住宅手当（家賃補助）が存在している。そうした住宅手当と社会扶助による住宅扶助の両方が、ここでの住宅給付には計上されている。

社会扶助基準あるいは社会扶助基準と住宅給付の合計額が相対貧困線をどれほど上回っているか、あるいは下回っているかについては、OECD 加盟国間でも、また世帯類型によっても、かなりばらつきが存在していることが分かる。

日本の基準は、中位等価可処分所得の 50 %（＝相対貧困線）をちょうど挟むような水準にある。単身、夫婦のみ、夫婦と子ども 2 人世帯では相対貧困線を下回り、中位等価可処分所得の 40 % 程度である。しかし、子ども 2 人がいるひとり親世帯では、相対貧困線を 2 % ポイントほど上回っている<sup>(4)</sup>。

なお、ここでの比較から日本の生活保護基準が特定の世帯類型において相対的に高く、低所得者に手厚い所得保障制度となっているとの政策含意を導き出すのはミスリーディングである。理由は 2 つある。第一に、ここでの比較は社会扶助を受給できた場合の給付水準であり、その前段階として資力調査等が存在し、そうした要素はここでは考慮されておらず、また社会扶助制度から漏れてしまっている低所得者の存在についてもここではまったく勘案されていない。第二に、社会扶助制度以外に、多くの国では普遍的な家族給付あるいは一般的な住宅手当（家賃補助）が別途存在しており、社会扶助制度の対象でない低所得者でもこれらの給付が受給可能である。したがって、社会扶助制度以外からのこうした普遍的な社会保障給付も考慮しなければ低所得者にたいする所得保障制度の全体像はつかめない。

### 3. 相対貧困基準と生活保護基準および両基準による低所得層の重なり の定義

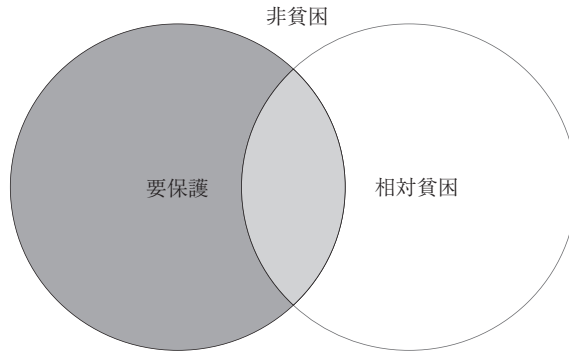
冒頭でも述べたように、相対貧困率の計算は比較的容易であるため、これまで国際比較などで多用されてきたが、わが国の生活保護基準で捉えられた低所得層とどれほど重なっているのかについては山田他（2010）を除けば、筆者の知る限り、これまであまり詳しく検討されることはなかった。

本稿では、まず図 2 のように、世帯主年齢、世帯員数、世帯類型別に相対貧困基準（＝中位等価可処分所得 50 %）による貧困世帯員数（白い円の領域）と、生活保護基準による要保護世帯員数（グレーの円の領域）をそれぞれ推計した上（第 4 節）で、どれほど重なっているのか（薄い灰色の重なり領域）について定量的に把握（第 5 節）する。なお言うまでもないことであるが「世帯員数」には世帯主も含まれている。

両貧困基準の具体的推計方法であるが、先に述べたとおり、相対貧困基準は、世帯可処分所得を世帯人員数の 0.5 乗で割り等価可処分所得を計算した上で、中央値を求め、それを 0.5 倍すること

(4) ここでの比較における日本の数値は、住宅扶助の一般基準が用いられている。より高い特別基準が用いられたとすれば、住宅給付を含む社会扶助基準が相対貧困基準を上回る世帯類型は多くなる。

図2 重なりについての概念



出所：筆者作成。

により求められる<sup>(5)</sup>。

生活保護基準の推計には、居宅第1類と第2類以外に、老齢加算、母子加算、児童養育加算を考慮した。また、その他の扶助については、持家がない場合は住宅扶助を加え、学齢期の子どもがいる場合は教育扶助を加えている。逆に、各世帯の生活保護基準の推計にデータ制約上の理由により考慮されていない要素として、加算については妊産婦加算、障害者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、ひとり親世帯就労促進費、その他の扶助については医療扶助、介護扶助、生業扶助、出産扶助、葬祭扶助などがある。

この生活保護基準は、本稿が分析対象とする2001、04、07年の間に改定された。基準額に関する改定は表1に示したとおり、2004年以降に行われている。主な改定として、まず老齢加算が2004年度から段階的に廃止され、2006年に完全に廃止された。また2005年から16-18歳に対する母子加算が段階的に廃止され2007年に完全に廃止された。2007年からは15歳以下および20歳未満の障害児に対する母子加算の段階的廃止が始まった。同年にはひとり親世帯就労促進費が導入された。それ以外の生活保護基準の改定として、多人数世帯（4人以上世帯）の第1類費算定にたいする逓減率、20歳未満の第1類費における簡素化された年齢4区分（それ以前は8区分）が、2005年に導入された。

生活保護基準は6地域（級地）毎に設定されているが、本稿で用いるのは1級地1基準（最も高い基準）と3級地2基準（最も低い基準）の2つである。筆者が引用・活用した「国民生活基礎調査」の再集計データは級地を判別するだけの地域情報がないため、級地に応じた基準を割り当てることが

(5) なお本稿の分析では、LISで提案されている方法に従い、所得のtop coding（＝「非等価」可処分所得中央値の10倍）とbottom coding（＝等価可処分所得の1％）を行っている。得られた相対貧困線は2001、04、07年で、（年間）等価可処分所得137万円、130万円、127万円であり、3時点で低下している。



表 1 生活保護基準に関する主な改定

年度 元号	子どものいる世帯		その他	多人数世帯	その他
	高年齢世帯	母子世帯・ひとり親世帯			
平成 15	2003 老齢加算 = 1 級地(居宅)の場合、17,930 円	母子加算 = 1 級地(在宅)・児童 1 人の場合、23,260 円	老齢加算 = 1 級地 1 基準の場合、対象児童第 1・2 子は各々 5,000 円、第 3 子以降、各々 10,000 円		
平成 16	2004 老齢加算の段階的廃止開始。1 級地(居宅)の場合、9,670 円	母子加算 = 1 級地(在宅)・児童 1 人の場合、23,260 円	8 月から児童養育加算の支給対象を「義務教育就学前の児童」から「小学校第 3 学年終了前の児童」に拡大。		
平成 17	2005 老齢加算の段階的廃止過程。1 級地(居宅)の場合、3,760 円	「16～18 歳」にたいする母子加算の段階的廃止開始。1 級地(居宅)・児童 1 人の場合、15,510 円	20 歳未満の第 1 類区分を 8 区分から 4 区分に簡素化。 一部の 0 歳児に適用されている人工栄養費(20%以上人工栄養に依存する場合月額 12,060 円)の廃止。 生業扶助の技能習得費として高等学校等就学費(基本月額 5,300 円)を支給開始。	多人数世帯(4人以上)について、第 1 類費算定に通減率(4人世帯で 0.98、5人以上世帯で 0.96)を第 1 類の合計額に乘じるを設定(移行過程)、第 2 類費引き下げ(1 級地 1 基準の場合、2,820 円)。	自立支援プログラムに基づく場合、年額 176,000 円の範囲内で複数回の技能習得費を支給。
平成 18	2006 老齢加算の全廃。	「16～18 歳」にたいする母子加算の段階的廃止過程。1 級地(居宅)・児童 1 人の場合、7,750 円		多人数世帯(4人以上)について、第 1 類費算定に通減率(4人世帯で 0.96、5人以上世帯で 0.93)を第 1 類の合計額に乘じるを設定(移行過程)。	
平成 19	2007	「16～18 歳」にたいする母子加算の全廃。 「15 歳以下」および「20 歳未満障害児」にたいする母子加算の段階的廃止開始。1 級地(居宅)・児童 1 人の場合、15,510 円。 ひとり親世帯就労促進費(就労している世帯で月 10,000 円、職業訓練などに参加している世帯で月 5,000 円)の創設。母子加算とひとり親世帯就労促進費は併給調整され、高い方の額を支給。		多人数世帯(4人以上)について、第 1 類費算定に通減率(4人世帯で 0.95、5人以上世帯で 0.90)を第 1 類の合計額に乘じるを設定。	長期生活支援資金制度の創設。当該資金の利用が可能な居住用不動産を有する高齢者世帯等については、当該貸付金の利用を生活保護に優先させ、貸付の利用期間中には生活保護適用を行わない。 人工透析医療について医療扶助により給付しても差し支えないとしていたが、更生医療の給付優先を徹底。

表 1 生活保護基準に関する主な改定 (つづき)

年度 元号	高年齢世帯	子どものいる世帯			多人数世帯	その他
		母子世帯・ひとり親世帯	母子世帯・ひとり親世帯	その他		
平成 20 2008			「15 歳以下」および「20 歳未満障害児」にたいする母子加算の段階的廃止過程。1 級地 (居宅)・児童 1 人の場合の場合、7,750 円。			
平成 21 2009			母子加算全廃。12 月から母子加算の復活 (1 級地 (在宅)・児童 1 人の場合、23,260 円)。母子加算の復活に伴い、ひとり親世帯就労促進費を廃止。			

出所：厚生統計協会「国民の福祉の動向 (『厚生増刊』) 各年版および生活保護手帳編集委員会『生活保護手帳』各年版 (中央法規出版) より筆者作成。

できないからである。そのため、各世帯が実際に居住している本来の級地とは無関係に、全世帯に1級地1基準と3級地2基準を当てはめた場合の基準未滿（世帯員）率を各々算出した。本稿では世帯可処分所得が1級地1基準未滿なら「要保護A」、3級地2基準未滿なら「要保護B」と定義する。

なお実際の生活保護制度は扶養や資産等の状況を考慮し、（急迫保護を除き）申請主義の原則に則って運用されており、本稿での「要保護率」という語は単純に「可処分所得が生活保護基準未滿に陥っている」という以上の意味をもたないことを確認しておきたい。

重なるの指標であるが、本稿の目的は相対貧困率と要保護率がどれほど重なるかを時系列で明らかにしたいので、図2で示される相対貧困にある世帯員数（右の円）を分母とし、相対貧困基準と生活保護基準のどちらにも該当する世帯員数（薄い網掛けの「レンズ」形部分）を分子として計算する。また、反対にどれほど異なるのか（どれほど相対貧困基準では捉えられていないか）の指標は、生活保護基準に該当する世帯員数（左の円）を分母とし、相対貧困基準には該当しないが生活保護基準には該当する世帯員数（濃い網掛けの「欠けた月」形部分）を分子として計算する。

重なるの程度を決める重要な要素として「等価尺度」、すなわち相対貧困基準あるいは生活保護基準を上回るために必要な1人当たり所得のウェイト付けが挙げられる<sup>(6)</sup>。生活保護基準では居宅第1類で世帯員1人当たりの基準が年齢階級別（2004年度まで8区分、2005年度以降は4区分）に細かく設定され、居宅第2類で世帯員毎の基準額が設定され、さらに老齢加算、母子加算、児童養育加算など世帯類型毎に加算が行われている。一方、相対貧困基準では、ウェイト付けには年齢階級毎の相違も、世帯類型毎の特別な加算もなく、世帯員数の0.5乗のみで処理されている。

#### 4. 相対貧困率と要保護率の類似性と3時点での変化

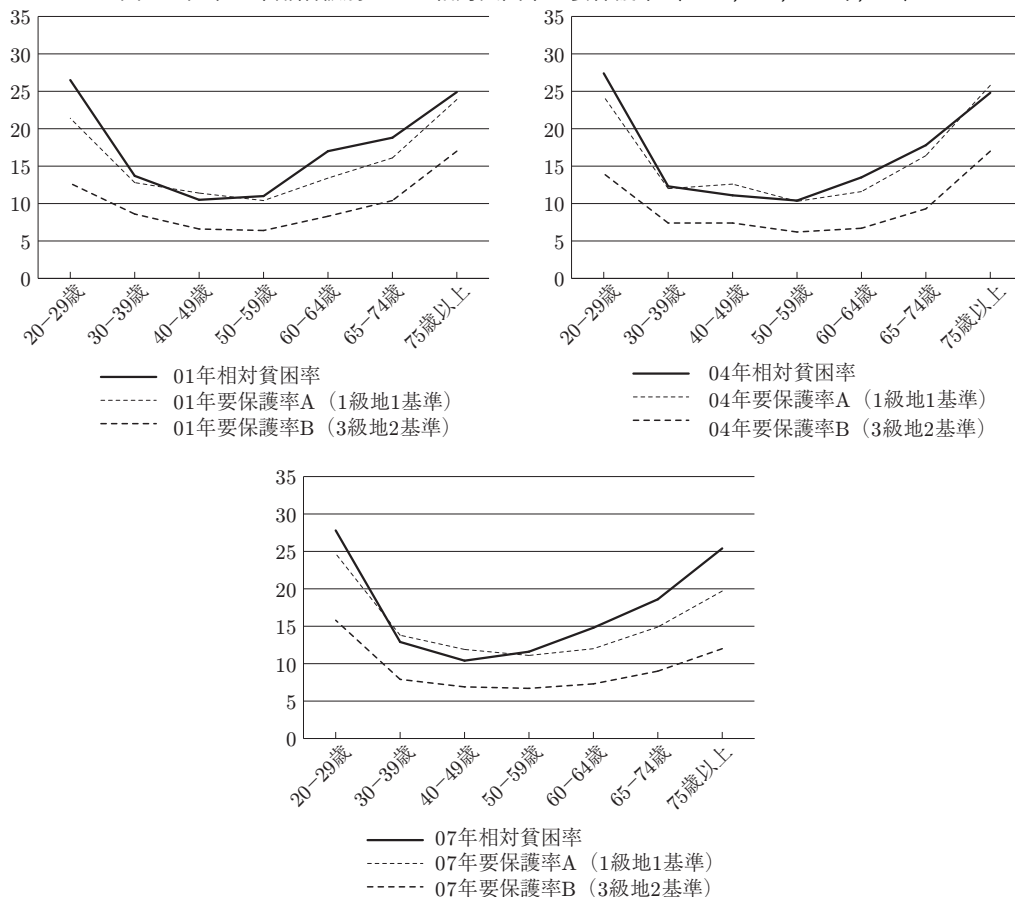
図3はこうして求められた生活保護基準（1級地1基準と3級地2基準）未滿の世帯員率（要保護率）と相対貧困（世帯員）率を、世帯主年齢階級毎に示している。前節で述べたように、生活保護基準は居宅第1類で年齢階級毎に細かく設定される一方、相対貧困基準はそうした年齢階級毎の設定はなく、年齢にかかわらず一律の基準となっている。

図3から明らかのように、いずれの指標も世帯主年齢40-49歳あるいは50-59歳層を底とするU字型となっており、各基準で計測された低所得層の割合の世帯主年齢階級間の大小関係はいずれの年次でも同じである。

ただし2007年では他の2時点と比較して、75歳以上の高齢世帯主世帯で相対貧困率と要保護率Aの乖離が大きくなっている。当該年齢階級の高齢世帯主世帯では、相対貧困率については2004-07年の間に1%ポイント未滿の減少しかない一方、要保護率Aは同時期に6%ポイント、率にして24

(6) たとえば、消費構造の実態からOECDの等価尺度を評価した渡辺（2013）によれば、同じ世帯規模であっても世帯構成が異なれば「世帯規模の経済性」の働き方は異なることを実証している。

図3 世帯主年齢階級別にみた相対貧困率と要保護率（2001，04，07年，％）



出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」の再集計結果に基づく筆者推計。

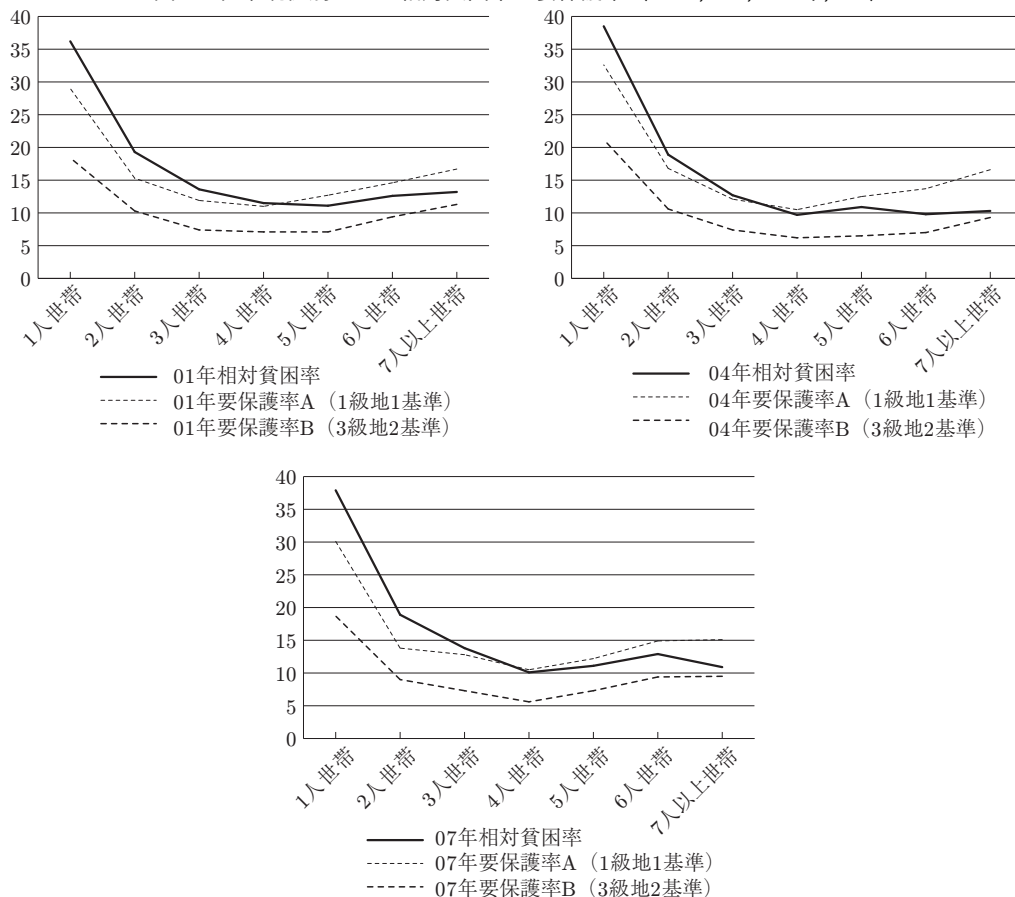
％減少している。この乖離幅の拡大は老齢加算廃止に伴い、要保護 A 基準が低くなり、それにより捉えられる要保護率 A が相対的に小さくなったためと考えられる。

3 級地 2 基準は、定義により 1 級地 1 基準よりも低いので、その基準未満である要保護率 B は他の 2 つの比率と比較してかなり低いものとなっている。しかし基本的に、3 時点とも共通して要保護率 A を 5-10 % ポイントほど下方に平行移動させたような形状となっている。

図 4 は図 3 と同様の折れ線グラフを世帯規模別に示したものである。前節で述べたように、生活保護基準の等価尺度は居宅第 2 類で世帯人員数毎に細かく設定されている一方、相対貧困基準での等価尺度は世帯人員数の 0.5 乗が一律に用いられており、両基準間で世帯規模の調整方法は異なる。図 4 はこうした世帯規模の調整方法の相違が、どのように貧困率の相違となって現れるのか直接的に示すものである。

いずれの貧困基準、年次でも 1 人世帯が最も高く、2 人、3 人、4 人世帯の順に低くなっている。

図4 世帯規模別にみた相対貧困率と要保護率（2001，04，07年，％）

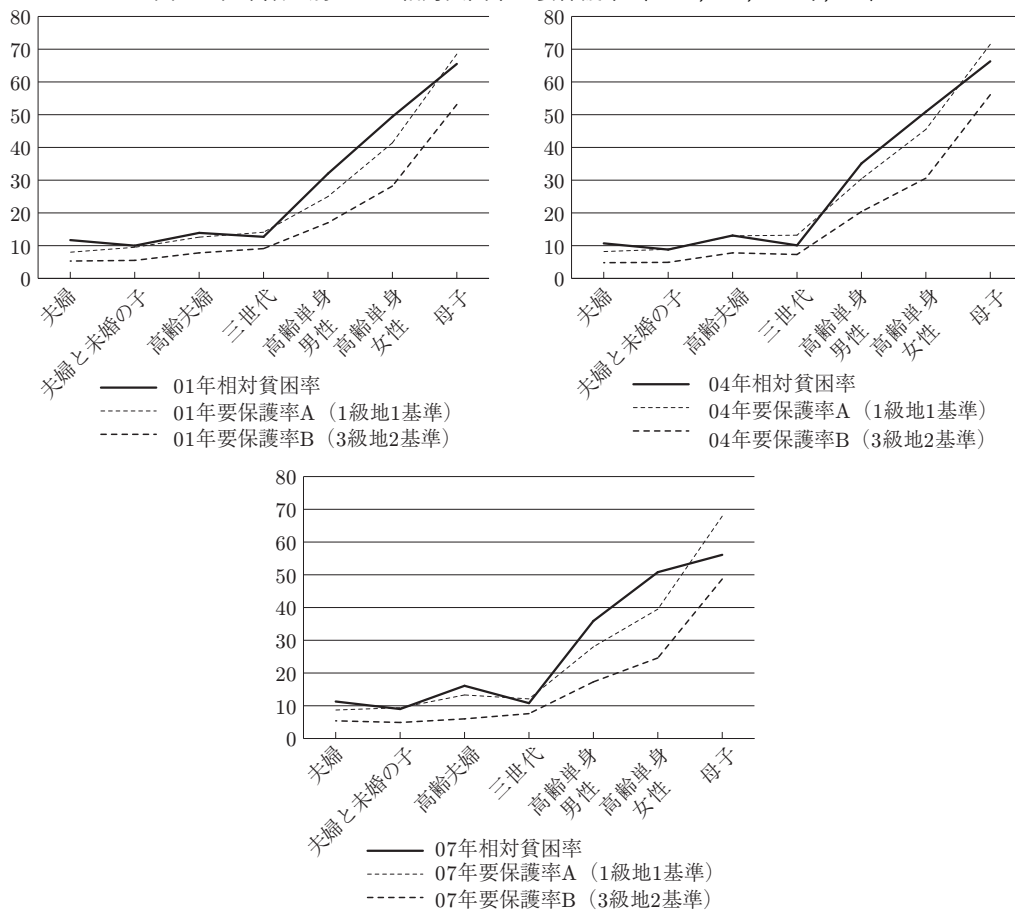


出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」の再集計結果に基づく筆者推計。

ただし5人以上の多人数世帯では、やや傾向が異なる。要保護率Aは3時点とも4人世帯で、相対貧困率が描く線と交差し、世帯員数3人以下の世帯で要保護率Aの方が低くなっている一方、5人以上世帯では要保護率Aの方が高くなっている。また相対貧困率と要保護率Aの乖離は3時点とも1人世帯で最も大きく、6-8%ポイントほど要保護率Aの方が低い。なお要保護率Bについても相対貧困率との乖離は1人世帯で最も大きくなっている。

このような傾向が出る理由として、先にも指摘したように相対貧困基準と生活保護基準では、各基準を上回るために必要な1人当たり所得のウェイト付け、すなわち等価尺度が異なっているためと考えられる。すなわち、相対貧困基準では少人数世帯で必要所得が（生活保護基準と比較すれば相対的に）高く見積もられており、その結果として少人数世帯での相対的貧困基準は高めになり、貧困率も高めに出ている可能性がある。逆に生活保護基準（1級地1基準）では、多人数世帯で必要所得が高く見積もられており、その結果、多人数世帯での生活保護基準（1級地1基準）は高めになり要

図5 世帯類型別にみた相対貧困率と要保護率（2001，04，07年，％）



注：世帯類型の定義については注7を参照。

出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」の再集計結果に基づく筆者推計。

保護率 A も高めに出ている可能性がある。

なお2005年度から、多人数世帯（4人以上世帯）の第1類費算定にたいする通減率が導入されたところで、生活保護基準は引き下げ改定されているが、2004-07年度間に5人以上世帯の相対貧困率も変動しているため、その影響は明らかでない。

同様の作業を世帯類型別に行った結果は図5に示してある。世帯類型として、夫婦（のみ）、夫婦と未婚の子、高齢夫婦（のみ）、高齢単身（男女別）、三世帯、母子世帯の7類型<sup>(7)</sup>を示している。要保護率 A が低い世帯類型を左から順に並べている。

前節で述べたように、生活保護基準では老齢加算、母子加算、児童養育加算など特定の世帯について加算が行われるが、相対貧困基準では、そうした加算はない。こうした加算の中、2007年度までに老齢加算と16-18歳にたいする母子加算が段階的に廃止され、2007年度から15歳以下および

20歳未満の障害児にたいする母子加算の段階的廃止が開始された（表1を参照）。しかし、これらの加算の改定を反映しても、世帯類型毎の相対貧困率と生活保護率の相対的な大小関係は、いずれの年次でも同じである。すなわち、夫婦世帯、夫婦と未婚の子ども世帯が最も低く、その次に高齢夫婦世帯、三世同居世帯、単身高齢男性、単身高齢女性が続き、母子世帯が最も高くなっている<sup>(8)</sup>。

また2007年に向け、とりわけ単身高齢女性世帯において、相対貧困率が要保護Aを11%ポイントほど上回り、乖離が大きくなっている（2004年では5%ポイントほどの乖離）。これは、老齢加算廃止の影響と考えられる。

## 5. 相対貧困基準と生活保護基準で捉えられた低所得層の重なり・異なり

たとえ相対貧困率と要保護率がまったく同じ値であっても、相対貧困基準未満として捉えられた低所得層と生活保護基準未満として捉えられた低所得層とは異なっている可能性がある。そこで、相対貧困線未満の低所得層（＝100%）の中、生活基準未満でもある人々がどれほどいるのか世帯主年齢階級別に推計した結果が図6である。

「要保護∩相対貧困」とあるのは、両貧困基準未満で計測された低所得層の重なり<sup>(7)</sup>の指標であり、「相対貧困基準未満の人々の中、生活保護基準未満でもある人々の割合」を示す。相対貧困にある人数を分母（図2の右の円）とし、相対貧困線未満と生活保護基準未満どちらにも該当する人数（図2の薄い網掛けの「レンズ」形部分）を分子として計算した。

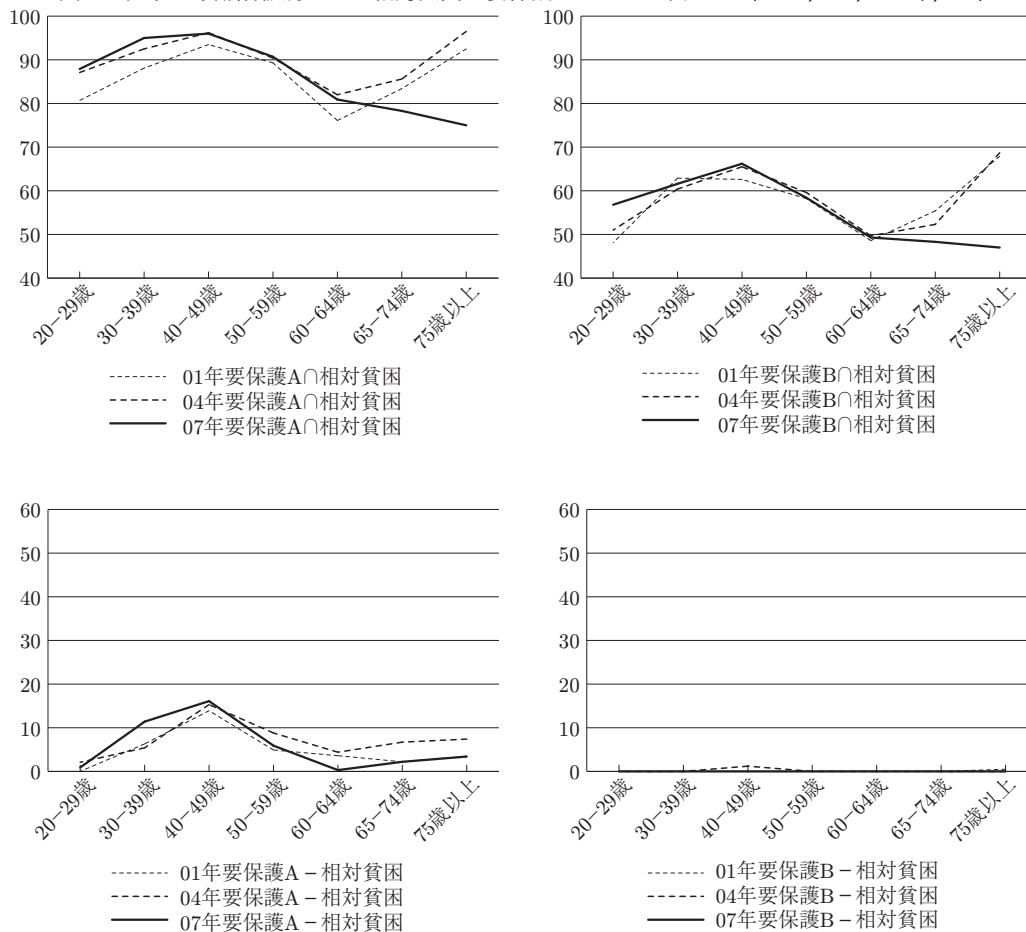
反対にどれほど重なっていないかの指標「要保護－相対貧困」は、「生活保護基準未満の人々の中、相対貧困基準以上である人々の割合」を示す。生活保護基準未満に該当する人数を分母（図2の左の円）とし、相対貧困基準未満には該当しないが生活保護基準未満には該当する人数（図2の濃い網掛けの「欠けた月」形部分）を分子として計算した。

平均では相対貧困と要保護Aで9割弱、要保護Bでも6割の重なりがある。ただし、世帯主年齢階級別にその重なりは異なり、相対貧困と要保護Aは60歳未満世帯主では9割以上が重なって

(7) 世帯類型の詳細な定義は以下のとおりである。「夫婦（のみ）」は65歳未満の世帯主とその配偶者のみで構成される世帯である。「夫婦と未婚の子」は世帯主年齢が65歳未満かつ夫婦と未婚の子のみで構成される世帯である。「高齢夫婦（のみ）」は65歳以上の世帯主とその配偶者のみで構成される世帯である。「高齢単身男性（女性）」は65歳以上の男性（女性）世帯員1人のみで構成される世帯である。「三世代」は世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯である。「母子」は死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む）で現に配偶者のいない65歳未満の女性（配偶者が長期間生死不明の場合を含む）と20歳未満のその子（養子を含む）のみで構成している世帯である。

(8) 母子世帯の相対貧困率は2004年時点と比較し、2007年に10%ポイント低下している。相対貧困線もこの時期低下している（注5を参照）が、それは2001-04年でも同じである。また他の世帯類型については、相対貧困率の大きな低下はみられないため、母子世帯における相対貧困率低下の原因解明については稿を改めたい。

図6 世帯主年齢階級別にみた相対貧困と要保護の重なり・異なり（2001，04，07年，％）



注：「要保護  $\cap$  相対貧困」は相対貧困率と要保護率の重なりを表す指標で、「相対基準未満の人々の中、生活保護基準未満でもある人々の割合」を示す。相対貧困線未満にある人数を分母とし、相対貧困線未満と生活保護基準未満のどちらにも該当する人数を分子として計算した。「要保護 - 相対貧困」は相対貧困率と要保護率の異なりを表す指標で、「生活保護基準未満の人々の中、相対貧困基準以上の人々の割合」を示す。生活保護基準未満にある人数を分母とし、相対貧困基準未満には該当しないが生活保護基準未満には該当する人数を分子として推計。  
出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」の再集計結果に基づく筆者推計。

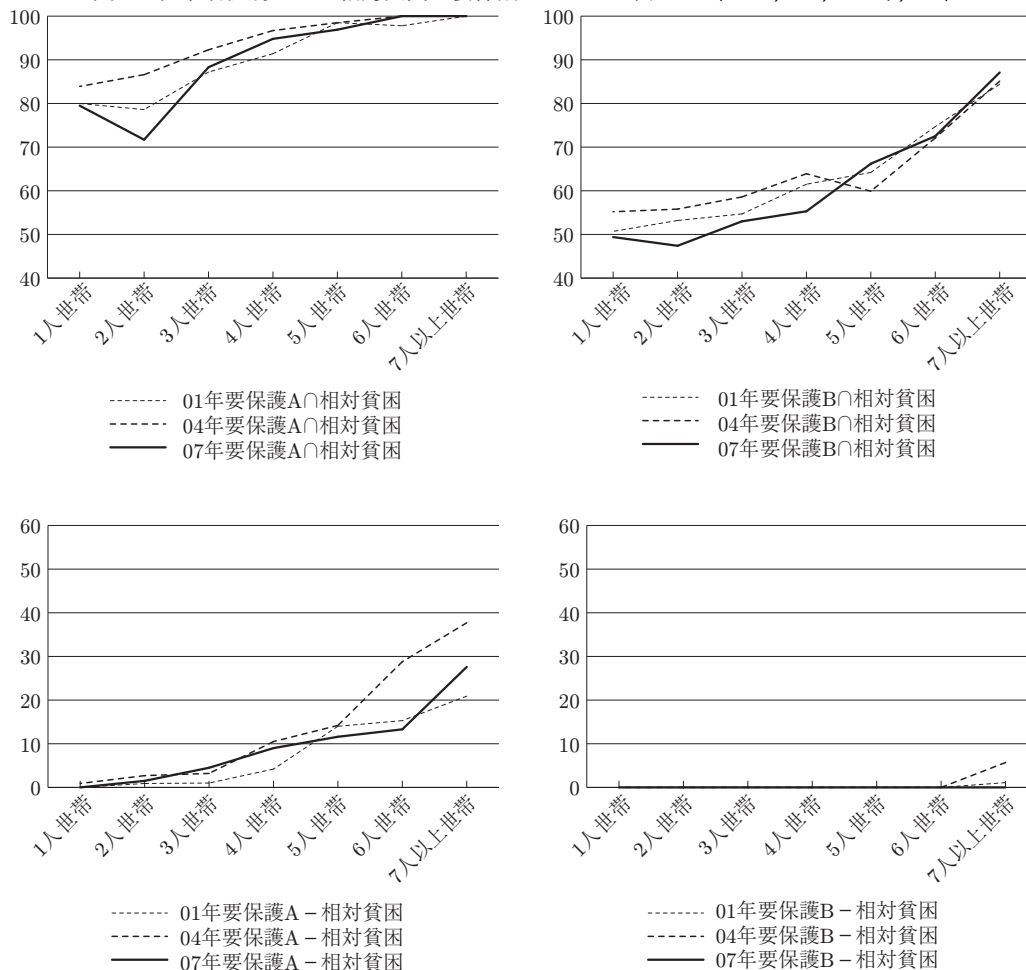
いる。しかし、60-64歳世帯主では8割程度の重なりとなる。

このような重なりは3時点で共通しているが、65歳以上世帯主世帯に注目すると2001，04年と07年では重なりが異なる。2001，04年では65歳以上世帯主での相対貧困と要保護Aの重なりは9割前後であるが、07年では8割を切っており、他の2時点と比較し65-74歳世帯主世帯で10%ポイント低く、75歳以上世帯主世帯では20%ポイント以上低くなっている。この変化は、先にも述べたように高齢加算廃止の影響と考えられる。

要保護Bでは、相対貧困との重なりは、40-49歳世帯主および（2001，04年では）75歳以上世帯



図7 世帯規模別にみた相対貧困と要保護の重なり・異なり (2001, 04, 07年, %)



注：「要保護  $\cap$  相対貧困」は相対貧困率と要保護率の重なりを表す指標で、「相対基準未満の人々の中、生活保護基準未満でもある人々の割合」を示す。相対貧困線未満にある人数を分母とし、相対貧困線未満と生活保護基準未満のどちらにも該当する人数を分子として計算した。「要保護 - 相対貧困」は相対貧困率と要保護率の異なりを表す指標で、「生活保護基準未満の人々の中、相対貧困基準以上の人々の割合」を示す。生活保護基準未満にある人数を分母とし、相対貧困基準未満には該当しないが生活保護基準未満には該当する人数を分子として推計。  
出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」の再集計結果に基づく筆者推計。

主で最も大きく7割弱が重なっている。しかしその前後の世帯主年齢階級では重なりは6割程度となっている。また要保護Aと同様、その重なりは65歳以上世帯主世帯で10~20%ポイント低下した。

一方、相対貧困基準で捉えられない要保護Aは(要保護Aに該当する人数を100%とした場合)、20~29歳世帯主で数%程度、30~39歳と50~59歳世帯主で1割前後、40~49歳世帯主で1割強となるが、60歳以上の世帯主では1割を切る。この増減は、世帯主年齢階級別の平均世帯員数と一致し

ている。したがって繰り返しになるが、各基準の等価尺度の違いが、こうした相違をもたらしていることを示唆している。つまり相対貧困基準は40-49歳世帯主に相対的に不利な等価尺度（逆に言えば要保護Aでは有利な等価尺度）になっている可能性がある。なお相対貧困基準では捉えられない要保護Bはいずれの年齢階級でもほぼ0%であった。

同様に、相対貧困基準による相対貧困と要保護の重なりを世帯規模別に推計した結果が図7に示されている。相対貧困基準による相対貧困と要保護Aの重なりは、1人世帯で8割であり、3人世帯で9割前後となり、4人世帯で9割以上、5人以上世帯ではほぼ100%となり、世帯員数が増えるにつれ高くなっている。ただし、2人世帯では調査時点によるばらつきが大きく2004年時点では9割弱が重なるが、2001年では8割、2007年では7割しか重なっていない。この期間、2人世帯をターゲットにした生活保護基準改定も行われていないため、生活保護基準の改定との関係は不明であるが、（次の図8でみるように）2007年における重なり減少は高齢加算廃止による高齢夫婦世帯への影響と関連する可能性がある。

一方、相対貧困基準では捉えられない要保護Aは、1-3人世帯では数%に過ぎず、4人世帯で1割（ただし2001年では4%程度）、5人世帯で1割強となり、6人以上世帯では年次によるばらつきが大きいが、世帯規模が大きくなるほど、相対貧困基準では捉えられない要保護Aは増大していく傾向がある。したがって、相対貧困基準は多人数世帯に不利な等価尺度（逆に言えば要保護A基準は有利な等価尺度）となっている可能性が示唆される。

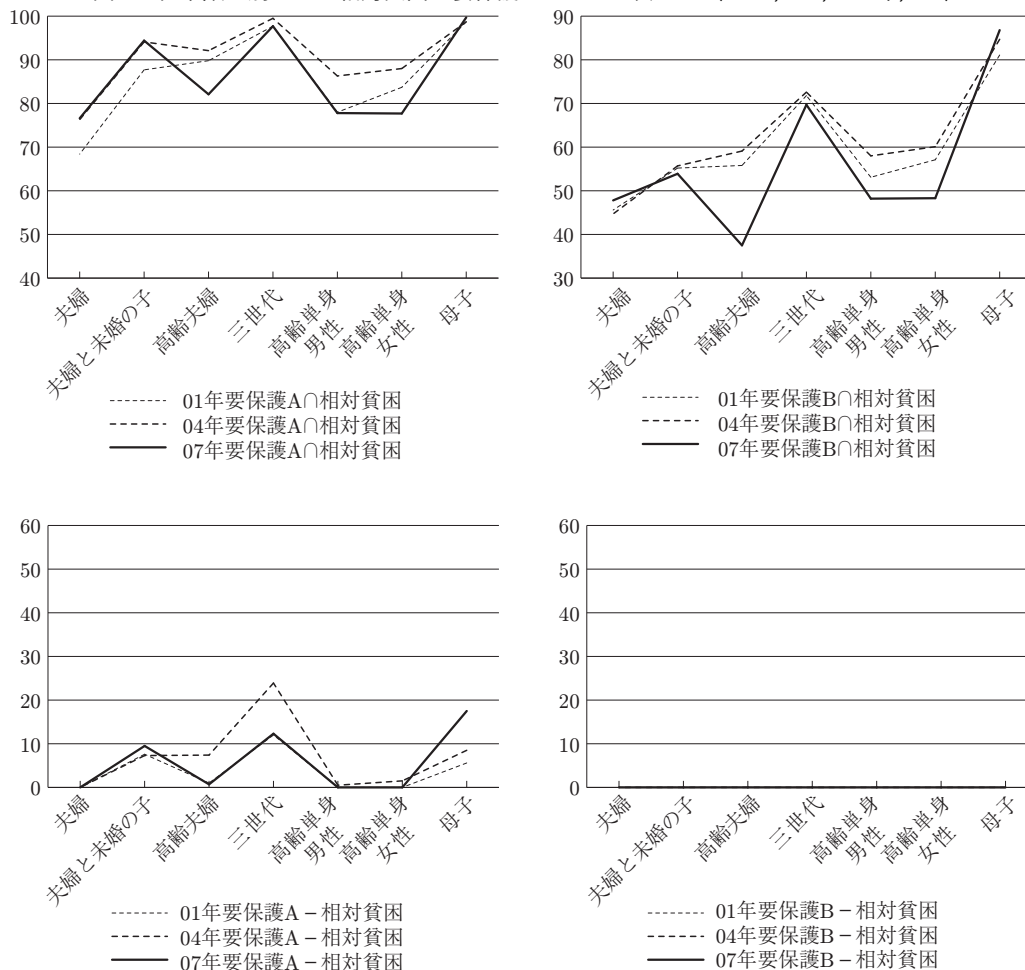
図8は相対貧困と要保護との重なりを世帯類型毎に示している。相対貧困と要保護Aは、母子世帯および三世帯同居世帯で最も重なりが大きく、ほぼ100%となっている。夫婦と子ども世帯についても各時点で9割前後の重なりがある。それ以外の世帯では、時点によりばらつきがあるが、夫婦世帯で7-8割、高齢世帯でも8-9割の重なりをもつ。2001、04年の2時点と比較すると、2007年では高齢世帯（夫婦、単身男女）はいずれも重なりが小さくなっており、高齢加算廃止によるものと推察される。

要保護Bについても母子世帯で最も重なりが大きく、8-9割が重なる。次に重なりが大きいのが、三世帯同居世帯で7割が重なる。また、高齢夫婦世帯を除けば、他の世帯類型もほぼ6割前後が重なる。

一方、相対貧困基準では捉えられない要保護Aは、三世帯同居世帯、夫婦と子ども世帯、母子世帯など子どものいる世帯で相対的に多くなっており、（要保護A基準に該当する人数を100%とした場合）1割強となっている。

さらに相対貧困基準でも、母子世帯の相対貧困率は高いが、2001年から07年にかけて、その基準では捉えられない貧困が増大しており、20%弱に達していることは注目に値する。

図8 世帯類型別にみた相対貧困と要保護の重なり・異なり (2001, 04, 07年, %)



注：「要保護 $\cap$ 相対貧困」は相対貧困率と要保護率の重なりを表す指標で、「相対基準未満の人々の中、生活保護基準未満でもある人々の割合」を示す。相対貧困線未満にある人数を分母とし、相対貧困線未満と生活保護基準未満のどちらにも該当する人数を分子として計算した。「要保護 - 相対貧困」は相対貧困率と要保護率の異なりを表す指標で、「生活保護基準未満の人々の中、相対貧困基準以上の人々の割合」を示す。生活保護基準未満にある人数を分母とし、相対貧困基準未満には該当しないが生活保護基準未満には該当する人数を分子として推計。世帯類型の定義については注7を参照。

出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」の再集計結果に基づく筆者推計。

## 6. 結びにかえて

本稿では国際比較で多用される、中位等価可処分所得の50%として定義される相対貧困基準で捉えられる低所得層と、健康で文化的な最低限度の生活水準の具体化としての生活保護基準で捉えられる低所得層の重なりを計測し、相対貧困基準の汎用性および生活保護基準改定による影響について

て明らかにした。具体的には3時点（2001, 04, 07年）の「国民生活基礎調査」の再集計を引用・活用し、相対貧困基準と生活保護基準の両基準で捉えられる低所得層の重なりを測定した。

相対貧困基準と生活保護1級地1基準（要保護A）で計測された、世帯主年齢階級別および世帯類型別の相対貧困率と要保護率の値は、ほぼ同じ傾向が示された。また相対貧困と要保護Aは9割弱が重なっていた。

相対貧困基準で捉えられない要保護Aが比較的大きい割合（1～2割）で存在するのは、40～49歳世帯主、三世帯同居、夫婦と未婚の子ども、母子世帯など、相対的に世帯規模が大きく、子どもがいる世帯である。しかし、高齢世帯主世帯と若年世帯主世帯、単身高齢世帯では、相対貧困基準で捉えられない要保護Aについては1割未満しか存在していない。

ただし、75歳以上世帯主世帯については、相対貧困基準と要保護Aの重なりは2001, 04年では90%以上であったのが、07年には75%に落ち込んでいる。また母子世帯については、2001, 04年については、相対貧困基準で捉えられない要保護Aは6～9%であったが、2007年に20%になった点に関しては、注意が必要である。

生活保護3級地2基準（要保護B）は相対貧困基準より全般的に基準額が低いいため、この基準を用いた場合、相対貧困世帯と要保護世帯の重なりは小さくなり、5～6割となる。とはいえ、この基準でも世帯主年齢階級別および世帯類型別でほぼ同じ大小関係にある。また要保護Bは、ほぼ100%が相対貧困基準により捉えられている。

これらの結果は相対的に計算が容易な相対貧困率でも、煩雑な計算に基づく生活保護基準による要保護世帯率の傾向を把握するには代用可能であることを示している。つまり、相対貧困基準による相対貧困率は、生活保護制度と関連付けて考慮されるべき指標ということである。ただ本稿で作成した要保護の指標は、保有資産をまったく考慮しない、所得水準のみに関する指標であり、生活保護制度から漏れている人々の問題が、別途存在していることに留意する必要がある。

また今後の研究課題として、75歳以上世帯主世帯については、相対貧困基準と要保護Aの重なりが近年落ち込んだ理由は老齢加算廃止の影響と推察できるが、母子世帯において相対貧困率が低下した一方、生活保護基準未満ではあるが相対貧困基準以上である人々の割合が近年上昇した要因については、より直近のデータを用いて同様の傾向があるかどうか、また相対貧困線の低下（注5を参照）がどのような影響を与えているのか検討する必要がある。

（経済学部教授）

---

(9) なお保有資産を考慮した場合、要保護率がどのように変動するかについては、すでに山田他（2011）で分析されている。

## 参 考 文 献

- 小川浩（2000）「貧困世帯の現状——日英比較」『一橋経済研究』，第 51 卷第 3 号，pp. 220-231。
- 厚生労働省（2009a）「相対貧困率の公表について」（<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/10/h1020-3.html>，アクセス：2010 年 3 月 1 日）。
- 厚生労働省（2009b）「子どもがいる現役世帯の世帯員の相対貧困率について」（<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000002icn.html>，アクセス：2010 年 3 月 1 日）。
- 駒村康平（2003）「低所得世帯の推計と生活保護制度」『三田商学研究』，第 46 卷 3 号，pp. 107-126。
- 府川哲夫（2006）「世帯の変化と所得分配」，小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配——格差拡大と政策の役割』東京大学出版会，pp. 141-157。
- 星野信也（1995）「福祉国家中流階層化に取り残された社会福祉」『人文学報』，Vol.11，pp. 23-85。
- 山田篤裕（2000）「社会保障制度の安全網と高齢者の経済的地位」，国立社会保障・人口問題研究所編『家族・世帯の変容と生活保障機能』東京大学出版会，pp. 199-226。
- 山田篤裕・四方理人・田中聡一郎・駒村康平（2010）「貧困基準の重なり——OECD 相対的貧困基準と生活保護基準の重なりと等価尺度の問題」『貧困研究』，第 4 号，pp. 55-66。
- 山田篤裕・四方理人・田中聡一郎・駒村康平（2011）「資産の考慮による要保護世帯率の変動——保護率の地域差と資産保有の関係」『三田学会雑誌』，103 卷 4 号，pp. 573-586。
- 渡辺久里子（2013）「等価尺度の推計と比較——消費上の尺度・制度的尺度・OECD 尺度」『季刊社会保障研究』，Vol. 48，No. 4，pp. 436-446。
- Atkinson, A. B., L. Rainwater and T. Smeeding (1995) *Income Distribution in OECD Countries: Evidence from the Luxembourg Income Study (Social Policy Studies, No. 18)*, OECD, Paris.
- OECD (2007) *Benefit and Wages 2007*, OECD, Paris. (日本労働組合総連合会(連合)総合政策局訳 (2008)『図表でみる世界の最低生活保障——OECD 給付・賃金インディケータ』明石書店)。